

# 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## MPIのFAQ解説 08

### 「後発品が薬価削除となった場合のシェア計算の取り扱い」

日医工株式会社 学術部

作成：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 寺坂裕美  
日医工医業経営研究所（日医工MPI）

監修：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4463 菊地祐男

資料No.20180330-494

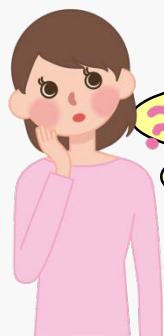


日医工株式会社

日医工MPIでは、直接のお問い合わせはお受けしていません。ご質問等は日医工MRにお尋ねください

# 後発品が薬価削除となった場合の後発医薬品シェア計算の取り扱い

後発医薬品使用体制加算  
外来後発医薬品使用体制加算  
後発医薬品調剤体制加算、など



Q: 経過措置などで後発医薬品が薬価削除となり、先発医薬品のみが残った場合、後発品調剤体制加算などのシェア計算はどうなりますか？



A: 経過措置満了のタイミングでマスタが更新（2→1）されることになると思われますが、経過措置満了前に更新されることもあります。

# 後発医薬品数量シェアの計算

$$\text{後発医薬品の数量シェア} = \frac{\text{「3」}(★を除く)}{\text{「2」}(☆を除く) + \text{「3」}(★を除く)}$$

定義：「1」「2」「3」「☆」「★」

- 「1」：後発医薬品がない先発医薬品
- 「2」：後発医薬品がある先発医薬品(後発医薬品と同額又は薬価が低いものは「☆」印)
- 「3」：後発医薬品(先発医薬品と同額又は薬価が高いものは「★」印)

このリストに記載されている

「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」(厚労省HP)

薬価基準収載 医薬品コード	成分名	品名	各先発医薬品 の後発医薬品 の有無に関する 情報	収載年月日 (YYYYMMDD) 【例】 2016年4月1日 (20160401)	経過措置によ る使用期限	備考
1179045B1021	アリピプラゾール	エビリファイ散1%	1			H29.7.1から「2」に変更
1179045B1030	アリピプラゾール	アリピプラゾール散1%「アメル」	3	20170616		
1179045B1048	アリピプラゾール	アリピプラゾール散1%「オーハラ」	3	20170616		
1179045B1056	アリピプラゾール	アリピプラゾール散1%「トーワ」	3	20170616		
1179045B1064	アリピプラゾール	アリピプラゾール散1%「日医工」	3	20170616		
1179045B1072	アリピプラゾール	アリピプラゾール散1%「ニプロ」	3	20170616		
1179045B1080	アリピプラゾール	アリピプラゾール散1%「明治」	3	20170616		
1179045B1099	アリピプラゾール	アリピプラゾール散1%「ヨシトミ」	3	20170616		
1179045C1027	アリピプラゾール	アリピプラゾール細粒1%「タカタ」	3	20170616		

## MPIの解説

ミコナゾール硝酸塩の坐剤の場合（先発品：フロリード腔坐剤100mg、後発品：サラシルト腔坐剤100mg）

後発品（サラシルト腔坐剤100mg）の経過措置が平成29年3月31日の状況で、平成29年2月15日更新の厚労省マスタで先発品（フロリード腔坐剤100mg）は「2」となっていたが、その次に更新された平成29年3月17日のマスタでは「1」になりました。

**平成29年2月15日更新マスタ**

薬価基準収載 医薬品コード	成分名	品名	各先発医薬品 の後発医薬品の有無 に関する情報	収載年月日 (YYYYMMDD) 【例】 2016年4月1日 (20160401)	経過措置によ る使用期限	備考
2529704J1045	ミコナゾール硝酸塩	フロリード腔坐剤 100mg	2			
2529704J1053	ミコナゾール硝酸塩	サラシルト腔坐剤 100mg	3		H29.3.31まで	

**平成29年3月17日更新マスタ**

薬価基準収載 医薬品コード	成分名	品名	各先発医薬品 の後発医薬品の有無 に関する情報	収載年月日 (YYYYMMDD) 【例】 2016年4月1日 (20160401)	経過措置によ る使用期限	備考
2529704J1045	ミコナゾール硝酸塩	フロリード腔坐剤 100mg	1			
2529704J1053	ミコナゾール硝酸塩	サラシルト腔坐剤 100mg	3		H29.3.31まで	

マスタに従えば、先発品は平成29年3月16日までの使用分までは「2」とカウントし、平成29年3月17日以降の使用分は「1」とカウントするものと解釈されます。よって今後経過措置を迎える品目につきましてもマスタに従ってカウントして頂くものと考えます。

経過措置の満了を待たずしてマスタが更新されていたので、厚労省もある程度在庫消尽時期を加味してマスタを更新しているものと思われませんが、厳密な取扱いについては届出先である厚生局にご確認される事をお勧めします。